

<屋外広告物の設置者、管理者の皆様へ>

屋外広告物の安全点検について

近年、全国で屋外広告物が落下・倒壊する事故が多発しております。

静岡県では、広告物の安全性の向上を図るため、広告物の許可更新時に実施していただいている安全点検の取扱いを、本年4月から、次のとおり変更しますので、改めてご案内します。

点検者の資格要件が厳しくなり、安全点検報告書の様式も変更（裏面参照）します。

(1) 堅ろうな広告物（建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物）

- ①「屋外広告物講習会修了者」の資格では、点検ができなくなります。
- ②「屋外広告業者」で屋外広告士等の資格を有していない場合は、屋外広告物点検技能講習を修了することが必要となります。

<点検者の資格一覧（令和2年4月～）>

点検者（点検を行うことができる人）	変更に伴う対応
屋外広告士	(変更無し)
広告美術仕上げ技能士等	
一・二級建築士のうち、 屋外広告物講習会修了者	
屋外広告物点検技能講習修了者	今回、新規に追加 屋外広告物点検技能講習は下記※を参照下さい。

(2) その他の広告物は、これまでどおり、どなたでも点検できます。

<今回の変更が適用される市町>

伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市 及び 全ての町

（この他の市の取扱いについては、直接各市にお問い合わせください。）

※ 屋外広告物点検技能講習とは

- ・ 屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する技能講習会です。
 - ・ 受講資格：屋外広告業者であり、5年以上の工事経験年数があること
- 詳しくは、**(一社)日本屋外広告業団体連合会** のホームページを御覧ください。

URL <http://www.nikkoren.or.jp/>

静岡県内での開催については、**静岡県広告美術業協同組合** へお問い合わせください。

Tel 054-283-3000 URL <https://shizukobi.com>

[問合せ先] 静岡県 交通基盤部 景観まちづくり課 電話 054-221-3702

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530a/anzenkanri.html>

静岡県 屋外広告物 安全管理 で 検索